

緊急消防援助隊鳥取県大隊  
応援等実施計画

令和6年3月  
鳥取県

## 緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画 目次

第1章 総則	1
第2章 鳥取県大隊等の編成	1
第3章 鳥取県大隊等の出動	3
第4章 現場活動	8
第5章 後方支援活動	8
第6章 活動終了	9
第7章 活動報告等	10
第8章 その他	10

### (資料等)

別表第1 用語の定義	12
別表第2 鳥取県緊急消防援助隊連絡先	14
別表第3 関係機関連絡先一覧表	15
別表第4 鳥取県の登録隊	17
別表第5 鳥取県大隊の標準的な隊編成【地震】	18
別表第6 鳥取県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】	20
別表第7 鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】	22
別表第8 鳥取県N B C災害即応部隊の編成	23
別表第9 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の編成	24
別表第10 地震時等の出動等に係る取決め	26
別表第11 集結場所	27
別表第12 鳥取県大隊無線通信運用体制	28
別表第13 鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）	30
別紙第1 鳥取県大隊等指揮体制	31
別紙第2 出動隊・連絡先等報告書	33
別紙第3 公務従事車両証明書	34
別紙第4 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告	35
運用要綱別記様式1 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	36
運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報）	37
要請要綱別記様式2－1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼	38
要請要綱別記様式2－2 出動可能隊数・出動隊数の報告	40
要請要綱別記様式3－1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	42
要請要綱別記様式3－4 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）	43
要請要綱別記様式5 緊急消防援助隊活動報告書	45

# 緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画

平成28年4月1日付第201500139107号  
鳥取県危機管理局長通知

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、鳥取県大隊、鳥取県統合機動部隊、鳥取県東部広域行政管理組合消防局N B C災害即応部隊、鳥取県土砂・風水害機動支援部隊（以下「鳥取県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、鳥取県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 代表消防機関は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局とする。  
2 代表消防機関代行は以下の消防局とし、次の順位により代表消防機関を代行するものとする。  
(1) 第1順位 鳥取県西部広域行政管理組合消防局  
(2) 第2順位 鳥取中部ふるさと広域連合消防局  
3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 鳥取県大隊等の編成

### (県内ブロック)

第3 鳥取県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、鳥取県内の構成を消防局単位とする。  
2 代表消防機関は県内の次に掲げる任務を行うものとする。  
(1) 出動に係る連絡及び調整  
(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整  
(3) その他必要な事項

### (連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 応援等出動時における各消防局の連絡先は、別表第2のとおりとする。  
(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。  
(3) 鳥取県から各消防局に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関を経由するものとする。

(4) 各消防局から鳥取県に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関を経由するものとする。

(5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には鳥取県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(鳥取県大隊等の編成)

第5 鳥取県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における鳥取県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防局の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における鳥取県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防局の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における鳥取県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防局の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、県単位とし、「鳥取県大隊」と呼称するものとする。なお、鳥取県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「鳥取県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。ただし別表第5(2)及び別表第6(2)にあっては代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、消防局単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「○○中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「○○小隊（又は各消防局の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、鳥取県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 10 N B C災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、鳥取県東部広域行政管理組合消防局N B C災害即応部隊（以下「鳥取県N B C災害即応部隊」という。）と呼称するものとする。なお、鳥取県東部広域行政管理組合消防局N B C災害即応部隊長（以下「鳥取県N B C災害即応部隊長」という。）は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局の職員をもって充てるものとする。
- 11 土砂・風水害機動支援部隊は別表第9のとおり編成し、「鳥取県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 鳥取県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする
- 3 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、鳥取県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 鳥取県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、鳥取県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該都道府県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 鳥取県N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、鳥取県大隊長指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。
- 8 小隊長は、中隊長の指揮の下で、隊員を指揮するものとする。

### 第3章 鳥取県大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第7 要請要綱別表A-1、A-2及びアクションプランに基づき、地震等の発生後、鳥取県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

（鳥取県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

第8 別表第10に定める地震等が発生し、鳥取県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、鳥取県及び各消防局は次のとおり対応するものとする。

（1）鳥取県は、各消防局から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、鳥取県内で大規模な被害の発生がない又は見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防局の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

（2）各消防局は、地震等の発生後速やかに、鳥取県に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から鳥取県大隊又は鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、鳥取県及び各消防局は次のとおり対応するものとする。

（1）鳥取県は、各消防局に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構

成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2－2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、鳥取県内で大規模な被害の発生がない又は見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防局の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

- (2) 鳥取県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防局は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から鳥取県大隊（N B C災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、鳥取県及び各消防局は次のとおり対応するものとする。
- (1) 鳥取県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防局に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2－2により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 鳥取県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防局は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 鳥取県は、消防庁から鳥取県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等（災害が発生するおそれを含む。）に照らし必要と認めた場合は、各消防局に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2－2により出動可能隊数を報告するものとする。

#### （集結場所）

第9 集結場所は、別表第11のとおりとする。

#### （鳥取県大隊及び鳥取県統合機動部隊の出動）

第10 鳥取県知事は、長官から要請要綱別記様式3－1又は同様式3－4により鳥取県大隊（又は鳥取県統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、出動する小隊を代表消防機関と調整し、各消防局に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、各消防局と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防局は次のとおり対応するものとする。

(1) 鳥取県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するとともに、後続する鳥取県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる事項を鳥取県大隊及び後方支援本部に対して報告するも

のとする。

- ア 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関するここと。
- イ 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関するここと。
- ウ 被災地消防本部との連絡調整に関するここと。
- エ 被災地における通信の確保に関するここと。
- オ 初期消火、救助及び救急活動に関するここと。
- カ 航空消防活動の支援に関するここと。
- キ 宿営場所の設営に関するここと。

- (2) 第一次編成陸上隊は、鳥取県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
- (3) 代表消防機関は、鳥取県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、鳥取県及び各消防局に対して連絡するものとする。
- (4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、鳥取県統合機動部隊及び鳥取県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

#### (その他の部隊の出動)

- 第 11 鳥取県東部広域行政管理組合管理者鳥取市長は、長官から要請要綱別記様式 3－1 により鳥取県N B C 災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後 30 分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 鳥取県知事は、長官から要請要綱別記様式 3－1 により鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、各消防局に対して別表第 9 に基づき部隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該出場の求め又は指示を受けた鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第 11 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防局に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

#### (国家的な非常災害における出動)

- 第 12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防局は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、鳥取県に対して要請要綱別記様式 2－2 により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、消防庁に対して要請要綱別記様式 2－2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第 10 第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、各消防局と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 24 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防局は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防局における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

(鳥取県大隊等の出動隊数の報告)

第 13 緊急消防援助隊を出動させた消防局は、鳥取県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

2 鳥取県は、各消防局の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

3 各小隊を出動させた消防局は、次に掲げる事項について、鳥取県及び代表消防機関に対して別紙第 2 により報告するものとする。

(1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先

(2) 出動隊数、車両

(3) 集結場所到着予定時刻

(4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 15 鳥取県大隊長、鳥取県統合機動部隊長及び鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について鳥取県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第 16 鳥取県大隊長、鳥取県統合機動部隊長、鳥取県N B C 災害即応部隊長及び鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長（以下「鳥取県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 鳥取県大隊長等は、被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 鳥取県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各中隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

(1) 被災地の被害概要

(2) 鳥取県大隊等の活動地域及び任務

(3) 鳥取県大隊等の進出拠点及び出動ルート

(4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防局名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、鳥取県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 鳥取県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、鳥取県大隊長等(鳥取県N B C災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該鳥取県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 鳥取県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 鳥取県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 鳥取県大隊長が自ら鳥取県統合機動部隊長として出動した場合は、後続する鳥取県大隊が応援先市町村到着後、鳥取県統合機動部隊長が鳥取県大隊長の職務に就くものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長が、鳥取県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 鳥取県統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する鳥取県大隊が被災地に到着後は、鳥取県

大隊に帰属し、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

## 第4章 現場活動

### (鳥取県大隊本部の設置)

- 第21 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊長を本部長とする鳥取県大隊本部を設置するものとする。
- 2 鳥取県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 鳥取県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 鳥取県大隊長は、被害状況及び鳥取県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

### (活動時における無線通信運用及び情報収集)

- 第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。
- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、鳥取県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、鳥取県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

### (各隊の保有資機材等)

- 第23 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。
- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

### (日報)

- 第24 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

### (後方支援本部の設置)

- 第25 鳥取県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、鳥取県及び必要と認める消防局に対して連絡員の派遣を求めることがで

きるものとする。

5 後方支援本部は、鳥取県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 鳥取県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 鳥取県大隊等の隊数及び人員数の集計
- (4) 鳥取県大隊等の活動記録の集約
- (5) 各消防局に対する鳥取県大隊等の活動状況に関する情報提供
- (6) 鳥取県大隊等に対する災害に関する情報提供
- (7) 必要な資機材等の手配及び提供
- (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (9) 後方支援に係る鳥取県との調整
- (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 26 後方支援中隊は、鳥取県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

2 後方支援体制については、本計画に定める事項のほか、別に定めるものとする。

(相互協力)

第 27 鳥取県及び各消防局は、鳥取県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

## 第 6 章 活動終了

(鳥取県大隊等の引揚げ)

第 28 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの指示があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 鳥取県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 鳥取県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無

- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

- 第 29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署（所）後、鳥取県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
- 2 鳥取県は、県内の消防局に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

- 第 30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署（所）後、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。
- 2 鳥取県は、各消防局からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

- 第 31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、高速道路事業者等から高速自動車国道等の通過状況（公務従事車両証明書の発行番号、車両の番号及び区間）について提出を求められた場合は、別紙第 4 により速やかに提出するものとする。

## 第 8 章 その他

(航空部隊の応援等)

- 第 32 航空部隊に係る応援等については、鳥取県が別に定めるものとする。

(事前準備)

- 第 33 各消防局は、鳥取県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- 2 各消防局は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

(事故等報告)

- 第 34 鳥取県大隊等が緊急消防援助隊として出動し又は活動した際に発生した次の事故等につい

ては、緊急消防援助隊の出動及び活動における事故等報告要領により速やかに報告するものとする。ただし、後の活動に支障が無い軽微なものを除く。

- (1) 交通事故（人身、物損）、隊員の受傷事故、活動中の傷害、物損事故
- (2) 車両等（ヘリコプター、消防艇を含む。）の故障又は損傷
- (3) 集団食中毒や感染症の感染
- (4) その他、小隊長等が必要と判断したもの

(応援等実施計画の変更)

第35 鳥取県及び各消防局は年1回協議を行い、必要に応じて応援等実施計画の変更を行うものとする。

附 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年3月12日から施行する。

ただし、第5条第9項の土砂・風水害機動支援部隊については、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年3月15日から施行する。